

平成30年度 事業報告

公益社団法人 愛知県安全運転管理協議会

第1号議案

平成30年度 事業報告

第1 重点業務の推進状況

平成30年度は、「企業一体となった安全活動を推進して地域社会に貢献しよう」を目標に、各地区協議会、各事業所が一体となって安全運転管理事業を推進した。

1 組織をあげた安全運転管理の推進

(1) 組織的な安全運転管理の推進

ア 安全運転管理組織の再点検、新たな管理システムの導入などによる安全運転管理体制の充実強化

イ 安全運転管理計画による組織的な活動の推進

ウ DVD等を活用した交通安全講習会、事故防止検討会、安全教育の推進

エ 参加・体験・実践型の交通安全活動の推進

オ 恒常的な安全指導の推進

- ・ 朝礼時の3分間スピーチ
- ・ エコドライブ活動の推進
- ・ 防衛運転の励行
- ・ ヒヤリ・ハット体験の発表
- ・ 広報紙、チラシ等を発行した安全情報の共有化

カ 各種表彰の実施

(2) 安全運転管理モデル事業所活動の推進

警察署長・地区協議会長連名による「安全運転管理モデル事業所」として109事業所(機関誌AAKK10月号に掲載)を委嘱して安全教育、安全活動等を計画的に推進した。

(3) 安全運転管理者等に対する安全運転管理能力向上対策の推進

愛知県公安委員会から委託を受けて実施する法定講習は、安全運転管理の能力を向上させるため、講習資料を充実させるなど講習内容の充実を図った。

また、警察本部交通部交通総務課及び警察署と連携し、安全運転管理者等の受講率向上に努めた。

(4) 安全運転管理者未選任事業所の発見、選任及び入会の勧奨

警察本部と連動して安全運転管理者等未選任事業所の発見活動を行い、入会勧奨については、四半期毎に優秀な成績を取めた地区協議会を表彰した。

(5) 夕暮れ時及び夜間対策の推進

交通事故が多発する夕暮れ時のライト・オン運動、夜間ハイビーム運動の推進及び反射材用品等の着用促進を図った。

2 通勤時のマイカー事故防止対策の推進

(1) マイカーの掌握と指導の徹底

- ア マイカー保有者の確実な掌握と運転免許証、車検証及び保険加入状況の確認
- イ 自主性を尊重した交通安全指導・教育の推進
- ウ 通勤経路マップの提出による危険箇所の指導
- エ 「通勤事故防止3か条」の指導
- オ 運転中の携帯電話（スマートフォン）使用禁止の徹底
- カ 信号機のない交差点でも、停止又は徐行による安全確認の徹底
- キ 夜間はハイビームを活用した歩行者保護運転の徹底

(2) ドライバークラブの結成と活動の強化

- ア ドライバークラブによる自主的な交通安全活動の推進
- イ 優良運転者表彰制度を活用した表彰の実施
- ウ 自転車通勤者に対する指導

(3) 高齢者の事故防止対策の推進

- ア 高齢従業員に対する交通安全教育の実施
- イ 安全運転サポート車の普及啓発
- ウ 頻回事故歴高齢者に対する健康状態等を踏まえた安全教育の実施及び運転免許証自主返納の検討

(4) ヤングドライバー等に対する安全教育の強化

- ア 運転中における携帯電話（スマートフォン）の使用禁止の徹底
- イ 歩行者保護運転の徹底
- ウ 運転適性検査の実施

- エ エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動の参加促進
- オ 二輪運転者クラブの結成促進

(5) 被害軽減対策の推進

- ア 全席シートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底
- イ 二輪運転者に対する正しいヘルメット及びプロテクター、エアバッグジャケットの着用促進
- ウ 自転車利用者に対するヘルメット着用の促進

(6) 飲酒運転根絶に向けた対策

- ア 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- イ 飲酒運転を助長する環境の根絶
 - ・ 飲酒を伴う会合の届け出と事前指導の徹底
 - ・ 飲酒運転周辺3罪（酒類提供、車両提供、同乗）の根絶
- ウ 危険ドラッグ使用運転の根絶

(7) 自転車の安全利用の促進

- ア 自転車安全利用5則の周知促進
 - ・ 自転車は車道走行が原則、歩道走行は例外
 - ・ 車道は左側通行
 - ・ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ・ 安全ルールを守る
 - ・ 子どもはヘルメットを着用
- イ 反射材用品の自発的な着用の推進
- ウ 自転車の交通事故により生じた損害を賠償する保険等への加入促進

(8) 歩行者保護運転の推進

歩行者保護モデルカー活動を普及させ、歩行者保護意識を醸成するための広報啓発活動を推進した。

3 地域と連携した安全活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

警察、関係機関・団体及び地域と連携し、地区あるいは事業所単位の交通安全活動を積極的に展開した。

ア 四季の交通安全運動

(ア) 春の全国交通安全運動(4月6日(金)～4月15日(日)までの10日間)

- ・ 機関誌AAKK 4月号で広報
- ・ 立看板「ぼく安心 チャイルドシートに 抱かれてる」 10,965本作製
- ・ 活動結果を機関誌AAKK 7月号で紹介

(イ) 夏の交通安全県民運動(7月11日(水)～7月20日(金)までの10日間)

- ・ 機関誌AAKK 7月号で広報
- ・ 立看板「危ないよ スマホじゃなくて 周り見て」 10,211本作製
- ・ 活動結果を機関誌AAKK 9月号で紹介

(ウ) 秋の全国交通安全運動(9月21日(金)～9月30日(日)までの10日間)

- ・ 機関誌AAKK 9月号で広報
- ・ 立看板「ハイビーム 知らせる見つける 夜の道」 10,922本作製
- ・ 活動結果を機関誌AAKK 12月号で紹介予定

(エ) 年末の全国交通安全運動

(12月1日(土)～12月10日(月)までの10日間)

- ・ 機関誌AAKK 12月号で広報
- ・ 立看板「暗い道 私のお守り 反射材」 10,048本作製
(合計42,146本制作)
- ・ 活動結果を機関誌AAKK 2月号で紹介予定

イ 交通安全強調の日

各季の運動とは別に、次の交通安全活動を推進した。

(ア) 交通事故死ゼロの日 毎月10日、20日、30日

4月10日(火) 全国一斉『交通事故死ゼロを目指す日』

(イ) 高齢者を交通事故から守る日・週間 毎月30日(2月は末日)

高齢者交通安全週間 9月14日(金)～9月20日(木)

(ウ) 自転車・二輪車の安全利用 自転車・二輪車の安全利用の日 毎月10日

自転車・二輪車安全利用月間 5月

バイクの日 8月19日(日)

ウ 交通安全スリーS運動の推進

交通事故を未然に防ぐために必要な要素である「ストップ・スロー・スマート」の交通安全スリーS運動の推進

エ ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）

(ア) 点灯時刻の目安（日没時間のおおむね1時間前）

(イ) 県内一斉ライト・オン関所 9月28日(金)午後5時から30分間

オ ハンド・アップ運動

- ・ 歩行者は、手をあげドライバーに横断することをアピールする。
- ・ ドライバーは、歩行者に思いやりの気持ちをもって停止する。
- ・ 歩行者は、ドライバーに感謝の気持ちを言葉や動作で表して横断する。

カ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動

(ア) シートベルト・チャイルドシートの日 毎月20日

(イ) シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

2月11日(日)～2月20日(火)

6月11日(月)～6月20日(水)

11月11日(日)～11月20日(火)

(ウ) 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所

2月20日(火)（午前8時～10時までの内の1時間）

6月20日(水)（午前8時～10時までの内の1時間）

11月20日(火)（午前8時～10時までの内の1時間）

キ 飲酒運転の根絶

(ア) 飲酒運転根絶の周知徹底と広報啓発活動

「飲酒運転四(し)ない運動」（運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転をしない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。）の周知及び広報を実施した。

(イ) 飲酒運転を根絶する環境の醸成

事業主、安全運転管理者等が中心となって、飲酒運転を根絶する職場環境の醸成を図った。

(ウ) 飲酒運転根絶の日・飲酒運転根絶強調月間

a 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日

b 飲酒運転根絶強調月間 12月

(2) 街頭活動等の推進

- ア 各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日等を中心とした立哨活動及び交通安全キャンペーンなどを推進した。
- イ 立哨活動に学童横断場所を設定し、学童の通学保護にも配慮した。
- ウ 地域住民との交流会を開催した。

4 歩行者保護を始めとした交通安全意識の定着

(1) 3S + 3Hの実践

- ア 「交通安全スリーS運動」を企業・事業所内で推進し、その実践と浸透を図った。
- イ 夜間の通常走行の基本は「ハイビーム」であることを徹底し、実践させた。
- ウ 「ハンド・アップ運動」及び「反射材の着用運動」を推進した。

(2) 歩行者保護に資する活動の推進

- ア 歩行者保護意識の醸成に向けた運転者教育を推進した。
- イ 歩行者保護モデルカー活動の普及促進を図った。
- ウ 歩行者保護を目的とする街頭キャンペーンへの参加促進を図った。

(3) 交通マナー向上活動の推進

- ア 交通ルールを遵守し、他車の模範となる運転を指導した。
- イ 無理な交差点への侵入や頻繁な進路変更等の迷惑運転の禁止を指導した。
- ウ あおり運転の被害を受けた場合は、速やかに安全な場所へ移動し、110番するよう指導した。
- エ ドライバー、自動車利用者が守るべき「交通マナー向上五則」を周知し、実践を指導した。

第2 一般業務の推進状況

一般業務の推進状況は、次のとおりである。

1 会議等

(1) 安全運転管理事務担当者連絡会議

- ア 日 時 5月8日(火) 午後1時30分
イ 場 所 愛知県自動車会館
ウ 議 事 平成30年度安全運転管理業務の説明
当面の諸問題

(2) 第1回理事会・社員総会

- ア 日 時 5月15日(火) 理事会～午前10時30分
社員総会～午前11時
イ 場 所 名鉄ニューグランドホテル
ウ 議 事 平成29年度事業報告・収入支出決算報告
役員の退任及び選任

(3) 会長・副会長会議

- ア 日 時 8月16日(木) 午後5時30分
イ 場 所 名古屋マリオットアソシアホテル
ウ 議 事 秋の人事案件
定款の一部改正
業務推進状況について

(4) 平成30年度臨時理事会・臨時社員総会

- ア 日 時 11月15日(木) 午後4時30分
イ 場 所 名鉄ニューグランドホテル

(5) 平成31年愛知県交通安全県民大会

- ア 日 時 平成31年1月11日(金) 午前10時50分
イ 場 所 名古屋国際会議場 センチュリーホール

(6) 第59回交通安全国民運動中央大会(分科集会、本会議)

ア 分科集会(企業部会)

(ア) 日 時 平成31年1月16日(水) 午後1時

(イ) 場 所 グランドヒル市ヶ谷

イ 本会議

(ア) 日 時 平成30年1月17日(木) 午後2時

(イ) 場 所 文京シビックホール 大ホール

2 機関誌の編集発行

機関誌AAKKを180,000部(月平均15,000部)発行した。

3 調査研究

警察本部交通部の交通事故関係データを分析検討し、機関誌AAKKに掲載したほか、安全運転管理講習会等の資料として活用した。

4 iネットシステムによる交通情報等の提供

(1) 警察本部交通部と協力、連携して交通情報等をネット登録事業所に提供した。

- ・ 交通情報提供数 46本
- ・ 提供事業数 1,071事業所

(2) 愛知県知事による交通死亡事故多発警報の発令に際しては、iネットにより情報提供したほか、各地区協議会と連携し、強力な取組を推進した。

5 交通安全教育用DVDの貸出(30年度購入11本)

交通安全教育用DVD191本を備え付け、無料貸出しを実施した。

- ・ 利用事業所 558事業所
- ・ 利用本数(延) 830本

6 エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動の実施

(1) 若者によるマイカー事故等の防止を目的として、7月11日(水)から10月18日(木)までの100日間、無事故・無違反運動を参加324チーム(3,045人)で実施した。

達成チームと個人を賞揚するため、愛知県警察本部交通部長、愛知県安全運転管理協議会長の連名表彰式を11月20日(火)アイリス愛知で実施した。

チーム	参加		達成		達成率
若者(1チーム5人)	39チーム	195人	31チーム	155人	79.5%
一般(1チーム10人)	285チーム	2,850人	206チーム	2,060人	72.3%
計	324チーム	3,045人	237チーム	2,215人	73.1%

注：若者とは、16才以上24才以下

(2) 「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動に参加して」の感想文(9人)を機関誌AAKKに掲載して交通安全意識の高揚を図った。

7 運転適性検査指導者講習会の実施

(1) 運転適性検査指導者講習会の開催

10月10日(水)・11日(木)の両日、愛知県自動車会館において講習会を開催した。
(57人受講)

(2) 事業所における運転適性検査の実施

資格認定を受けた運転適性検査指導者による「警察庁方式K-2型」の運転適性検査は、今年度66事業所において14,263人を対象に実施され、運転適性診断票に基づいて個人指導の充実が図られた。

8 表彰

(1) 平成30年優良安全運転管理者等表彰式

5月24日(木)愛知県女性総合センター(ウィルあいち)

- ア 愛知県警察本部長・愛知県安全運転管理協議会長の連名表彰
- ・ 優良安全運転管理協議会 5協議会
 - ・ 優良安全運転管理指導者等 9名
 - ・ 優良安全運転管理者等 144名
 - ・ 優良安全運転管理事業所 160事業所
 - ・ 優良自動車運転者 147名
- イ 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長の連名表彰
- ・ 優良安全運転管理協議会 3協議会
 - ・ 優良安全運転管理者等 14名
 - ・ 優良安全運転管理事業所 12事業所

(2) 平成30年交通安全功労者等表彰式

9月20日(木) 愛知県女性総合センター(ウィルあいち)

- ア 交通栄誉賞「緑十字銅賞」
- ・ 交通安全功労者 40名
 - ・ 優良安全運転管理者 58名
- イ 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長の連名表彰
- ・ 交通安全功労者団体 1団体
 - ・ 交通安全功労者 21名

(3) 優良ドライバー表彰(通年表彰)

- ア 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長の連名表彰
- ・ 優良運転者 特賞 199名
 - ・ 優良運転者 金賞 221名
- イ 警察署長・地区協議会長の連名表彰
- ・ 優良運転者 銀賞 248名
- ウ 事業所の長の表彰
- ・ 優良運転者 銅賞 237名

(4) 愛知県交通安全推進協議会長表彰(県知事・1月11日(金))

- ア 交通安全功労者 1名
- イ 優良安全運転管理協議会 2協議会
- ウ 優良安全運転事業所 3事業所

(5) 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰(1月17日(木))

ア 交通栄誉章

(ア) 緑十字 金章 1名

(イ) 緑十字 銀章 2名

(ウ) 緑十字 銅章(9月20日(木)表彰) 98名

イ 優良安全運転管理協議会 1協議会

ウ 優良安全運転事業所 5事業所

(6) 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長の連名表彰

(11月20日(火))

エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動 237チーム

第3 法定講習受託業務の推進状況

法定講習受託業務は、次のとおり推進した。

1 講習科目及び講師

- (1) 管内の交通事故の現状と対策
所轄警察署長及び交通課長
- (2) 安全運転管理講座
- (3) 部外講師による講話
弁護士 宮寄良一 氏ほか 12名
- (4) 安全運転管理者選任事業所の交通死亡事故の発生状況等
当協議会講師

2 講習会開催状況

	安全運転管理者	副安全運転管理者
開催回数	58回	12回
管理者数	19,966人	5,763人
受講者数	19,028人	5,494人
受講率	95.3%	95.3%